

加茂曉星高校非常勤講師解雇撤回裁判ニュース

第3号 2011年3月3日

発行：新潟県私立学校教職員組合連合
新潟市中央区弁天橋通1-13-13 私学会館内
☎025-286-7600 ✉sikkyoren@wish.ocn.nc.jp

非正規雇用教員の雇用を確
固としたものにするために

加茂曉星高校非常勤 講師解雇撤回裁判

高裁でも勝利を確実にするために広げよう支援の輪

東京高裁第一回
口頭弁論が開かれます

日時 4月13日(水)
午後2時より
場所 第808号法廷

(事件番号 平成23年(ネ)第555号)
ぜひ傍聴支援に来てください。

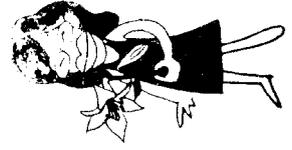
加茂曉星高校非常勤講師 解雇撤回裁判とは

新潟県のほぼ中央、小京都と呼ばれる加茂市(人口約3万)にあり、90年の歴史を持つ私立加茂曉星高校、ここで2007年、非常勤講師大量解雇(19名中12名)がありました。それは、専任教員の授業持ち時間数を増やしたことによるものでした。校長からの命令で決定され、教員との合意もなく、一方的に持ち時間を増やしたのです。それまで加茂曉星高校が作り上げてきた一人ひとりを大切にする教育を維持することも難しくなりました。しかも、長く、ともに加茂曉星高校を作り上げてきた非常勤講師を数分間の口頭での言い渡しや紙切れ一枚送りつけて解雇し、解雇理由の説明を求めても門前払する有様でした。

こうした中で25年、17年と長期にわたって非常勤講師を続けてきた2人の原告が組合加盟し、ともに裁判に訴えることにしました。加茂曉星高校の一人ひとりを大切にする教育を取り戻し、子どもたちの学ぶ環境を守りたいという教員たちの共通の思いが、この裁判には込められています。そして、学校が、教育の場にふさわしく、生徒も、そこに働く者も大事にされるようになることを求めているのです。

解雇の背景に「私立の教育」を理解しない公立退職校長あり

私立の高校は国や自治体からの補助金を受け運営されていますが、その経営は年々厳しさを増しています。ところが、新潟の私立高校の多くが、公立高校を定年退職した元校長を校長として受けています。それらの校長の中には多額の報酬を受け、さらに退職金を得た上に「わたり」を行う場合もあります。そうした校長の多くは、私立の教育を理解せず、学校のシステムも生徒への対応も「公立並み」と称して上意下達の管理体制に作り替えようとしています。加茂曉星高校のように学園側と組合との関係も良好であり、ともによりよい教育を目指していた高校でも組合敵視の姿勢に変わり、団交拒否や不誠実団交が続くようになりました。現在も教員集団との合意のないまま学校運営が進んでいるのです。



原告の思い(その1)

非常勤講師の私たちは大事にされてきたと思っています。何より学校の誰もが、非常勤講師を専任教員と差別することなく加茂曉星高校の教育を支える一員と見なしてくれ、ずっと勤務してもらいたいという気持ちでいると感じていました。その気持ちをありがたく思い、私もまたずっとここで数学を教えていきたいし、いくのだろうと思っていました。

ところが突然校長に呼ばれて雇い止めを言い渡されました。授業時間が0になった本当の理由(専任教員の持ち時間増)はもちろん、一言のねぎらいの言葉もなく、他校への紹介などの配慮もなく、その不誠実な対応を忘れることはできません。